

四国税理士会認定研修

「グループ内で法人を清算する場合の税務の取扱いと留意点」研修会

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
さて、四国エプソン会では来る8月2日に四国税理士会認定研修セミナーを下記のように開催いたします。
税理士の先生方のみならず、実務にかかわる職員の方にも、必聴の研修会です。
ぜひ、参加をご検討ください。

敬具

記

今回の研修会では、グループ内で法人を清算する際に、次の2つの事項に関する税務の取扱いについて詳細かつ分かりやすく解説します。

- ① 清算法人株式の消滅損益の取扱い
- ② 清算法人の未処理欠損金額の取扱い

また、清算せず合併した場合には、どのような違いが生ずるかについても解説します。

- ① グループ内の資本関係と完全支配関係について
- ② 清算法人株式の消滅損益に関する税務の取扱いについて
- ③ 株式消滅損益に関する別表調整について
- ④ 清算法人の未処理欠損金額の税務の取扱いについて
- ⑤ 清算法人の未処理欠損金額を引継ぐ要件について
- ⑥ 引継ぎが制限される場合について
- ⑦ 清算した場合と合併した場合の比較

- ◇講師：税理士 齋藤 雅俊 先生
◇日時：2024年8月2日（金）受付開始 AM 9時30分～
セミナー AM10時～PM4時00分（認定時間：5時間）
◇会場：ホテルマイステイズ松山 2階フェスタ
愛媛県松山市大手町1-10-10 TEL (089) 913-2580
◇受講料：

四国エプソン会会員（1名様）	無 料
四国エプソン会会員（同事務所内職員等）	1,000円（税込）（お一人様、資料代として）
一 般	5,000円（税込）（お一人様）

- ◇定員：70名（定員になり次第締め切ります） ※受講料は研修会当日に頂きます。
◇お申し込み期限 7月19日（金）迄に、事務局にFAXでお申し込みください。
ご来場の際にはこの用紙をお持ち下さい受講票のかわりとさせていただきます。
◇当会場の駐車場には、限りがあります、ご来場の際には、公共交通機関をご利用になるか、お近くのコインパーキング(有料)をご利用ください。

- ◇お問い合わせ先 株式会社エイ・ピー・エム内 四国エプソン会 事務局宛 担当
TEL(089)976-6200 FAX(0120)06-6270

申込書は裏面へ





四国税理士会認定研修

「グループ内で法人を清算する場合の税務の取扱い
と留意点」研修会

参加申込書

FAX 0120-06-6270

日時：2024年8月2日（金）10:00～16:00

会場：ホテルマイステイズ松山 2階フェスタ

愛媛県松山市大手町1-10-10

受講料

四国エプソン会会員（1名様）	無 料
四国エプソン会会員（同事務所内職員等）	1,000円（税込） お一人様、資料代として
一 般	5,000円（税込） お一人様

参加申込 記入欄	
お手数ですが必要事項をご記入の上ご送信ください	
貴事務所名	
ご住所（〒 ー ）	
TEL	FAX
参加申込者名	

・ご来場の際にはこの用紙をお持ちください。受講票のかわりとさせていただきます。

・申込書にご記載いただきました個人情報はセミナー運営の参考資料として使用するほか、関連のアフターケアサービスセミナー案内に関する情報のお知らせの為に使用し、他の目的には使用しません。

・当会場の駐車場には、限りがあります。ご来場の際には、公共交通機関をご利用になるか、お近くのコインパーキング（有料）をご利用ください。

お申込みありがとうございました。